

# 専門職団体から見た現状と課題

日弁連 高齢者・障害者権利支援センター  
副センター長 弁護士 青木佳史

# 日弁連・各弁護士会の概要



# 弁護士会とは

「弁護士会」は、弁護士及び弁護士法人を会員として構成される団体で、弁護士法によって定められた法人。

弁護士会は、原則として地方裁判所の管轄区域ごとに設立されています。45の府県には各1つの弁護士会がある。

ただし、北海道では地方裁判所の管轄が4つに分かれている関係で弁護士会も4つある(札幌、函館、釧路、旭川)。

また、東京は、歴史的な経緯から、弁護士法の例外として3つの弁護士会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会)が設立されている。

合計で全部で52の弁護士会があり、全国の会員数は43206人(2021年3月現在)。

# 各地の弁護士会員数

会員数							
2021年3月現在		43206人					
弁護士会名	会員数	弁護士会名	会員数	弁護士会名	会員数	弁護士会名	会員数
札幌	826	神奈川県	1738	福井	122	島根県	83
函館	54	埼玉県	927	金沢	184	香川県	190
旭川	78	千葉県	839	富山県	121	徳島	86
釧路	81	茨城県	304	大阪	4787	高知	91
仙台	480	栃木県	229	京都	819	愛媛	162
福島県	196	群馬	316	兵庫県	998	福岡県	1411
山形県	104	静岡県	517	奈良	184	佐賀県	107
岩手	103	山梨県	126	滋賀	158	長崎県	163
秋田	75	長野県	258	和歌山	146	大分県	160
青森県	112	新潟県	283	広島	614	熊本県	282
東京	8806	愛知県	2080	山口県	184	鹿児島県	221
第一東京	6053	三重	193	岡山	407	宮崎県	136
第二東京	6064	岐阜県	208	鳥取県	65	沖縄	275

# 日弁連、弁護士会、弁護士の関係

52の弁護士会とは別に、日本国内のすべての弁護士・弁護士法人と弁護士会を束ねる組織として、「日本弁護士連合会」(日弁連)がある。

日弁連も弁護士法で定められた法人で、日弁連の会員は、全国の弁護士・弁護士法人と、全国52の弁護士会。

日本で弁護士業務を行おうとする場合は、必ず、日本弁護士連合会に登録すると同時に、全国52の弁護士会のいずれかに所属しなければならない(これを「強制加入団体」という)。

# 弁護士・弁護士会の使命と活動

弁護士法(第1条第1項)

「弁護士は、**基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること**」  
を弁護士の使命と定めている。

日弁連や各弁護士会では、この弁護士の使命のもと、

- 人権擁護に関する様々な活動
- 各種法律改正に関する調査研究・意見提出
- 各種の人権擁護のための活動
- 刑事手続改善の活動
- 市民に開かれた司法とするための司法改革運動

などにも積極的に取り組んでいる。

# 弁護士の法律事務の独占

弁護士は、法律や裁判の専門家である。

依頼者のために、すべての裁判所、すなわち簡易、家庭、地方・高等・最高裁判所での裁判において代理人として行動できるほか、法律相談、交渉、示談、契約書作成などのすべての法律事務を代理人として行う。刑事事件で弁護人として活動も行う。

弁護士はいわば法律事務に関する無制限の国家資格である。

これは弁護士の法律に対する専門性を前提に付与されたものであるため、弁護士でない人が法律事務を扱うことは、「非弁護士行為」として、原則として禁止されている。



# 弁護士会は何をする団体か

弁護士法31条1項

「弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」

これに基づき、弁護士会は、

- 1 弁護士の「品位を保持」するための「指導」「監督」  
→ 綱紀・懲戒、紛議調停など
- 2 弁護士の「事務の改善進歩を図る」ための「指導」「連絡」  
→ 弁護士向けの研修など

を行う団体



# 弁護士自治とは

日弁連と弁護士会には「**弁護士自治**」が認められている。

弁護士自治の核となる内容は、

- 1 弁護士資格の付与と登録を弁護士会が行うこと
- 2 弁護士に対する監督と懲戒を弁護士会が行うこと
- 3 弁護士会が強制加入団体であること

(弁護士会に登録しない弁護士の存在を認めないこと)

弁護士自治とは、端的に言うと弁護士には監督官庁がないこと。公認会計士・弁理士・司法書士・税理士等の国家資格には、それぞれに監督官庁が存在するが、弁護士には監督官庁がない。**弁護士に対する監督は、弁護士会が行う。**

# 弁護士自治の趣旨

戦後、日本国憲法が制定され、その理念に沿って新たな弁護士法ができ、弁護士自治が定められた。

弁護士は、依頼者の権利を守るために活動する。時には、争う相手が国であったり役所であったりすることもある。例えば、刑事事件では争う相手は常に警察や検察という国家機関で、このような事件では、弁護士は国や役所と厳しい対立関係に立つことがある。そのとき、国が監督権を理由にその弁護士を指導できることになっていたら、弁護士の活動が弱められ、国民の権利は十分に守られなくなる。

つまり、弁護士自治は、弁護士に十分な活動を保障するために認められた、国民の権利を守る上で大切な制度である。

# 弁護士会の苦情対応制度

## 市民窓口

- 当該弁護士会所属の弁護士が、個々の弁護士業務に対する苦情等をお伺いして、弁護士業務に対するご説明やアドバイスを行う制度

## 紛議調停

- 弁護士の職務に関して依頼者と弁護士との間に生じた紛争について、話し合いで円満妥当に解決する場を提供する制度

## 懲戒手続

- 弁護士は、弁護士法や所属弁護士会・日弁連の会則に違反したり、所属弁護士会の秩序・信用を害したり、その他職務の内外を問わず「品位を失うべき非行」があったときに懲戒を受ける(弁護士法56条)。
- 懲戒は、その所属弁護士会が、懲戒委員会の議決に基づいて行う。
- 懲戒の種類は4つ／戒告・2年以内の業務停止・退会命令・除名

# 高齢者・障害者権利支援センターの体制

全国の弁護士会から選出の70名と会長指名による75名の委員、39名の幹事で構成

全体委員会

運営委員会

高齢者の権利  
施策部会

障害者の権利  
施策部会

成年後見・意  
思決定支援  
部会

福祉分野法  
的サービス  
展開部会

ひまわり安  
心事業推進  
部会

精神保  
健福祉  
チーム

罪に問わ  
れた障害  
者刑事弁  
護PT

成年後見  
利用促進  
対応PT

弁護士後  
見人不祥  
事対応PT

新型コロ  
ナ感染症  
対応PT

# この一年の主な活動

- 成年後見利用促進基本計画の諸課題への検討・対応
- 人権擁護大会における「精神障害者の人権保障確立」のシンポ及び決議採択に向けた調査・準備
- COVID-19に伴う高齢者・障害者の権利擁護のための課題への対応
- 高齢者・障害者虐待防止法に関する対応
- 障害者刑事弁護に関する取組み
- ホームロイヤー制度の普及・促進と任意後見制度の改善提言
- 高齢者・障害者への法律相談・支援のための各弁護士会の態勢強化

# 法改正で改善すべき事項



# 新たなグランドデザインが必要

「メリットを実感できる制度」といった曖昧な指標で制度議論をするのではなく、

意思決定支援をはじめとした本人の「自律」した生活(自分の意思に基づき必要な支援を受けながら生活を送ること)の実現を目標とする権利擁護支援全体がどう構築され、その中で、成年後見制度は、今後はいかに位置づけられていくべきかを構想(グランドデザイン)したうえで、

そのために、どのような運用改善や法改正を含む制度改革が求められるかを検討していくべき。



# 今後のあるべきグランドデザインは

- ① 日常生活上の様々な支援(医療、介護・福祉、居住、金銭管理、仕事・日中活動、余暇、ターミナルなど)を、「支援つき意思決定」に基づき展開できる社会資源を各地域に充実させることを基盤に、
- ② 法定後見制度は、本人のために代理権行使等が必要な場合に、必要な事柄につき、必要な時期に限って、「適時・適切に」利用するコンパクトな制度に位置づける

法定後見制度は、「**必要性と補充性の原則**」に基づき、本人ニーズの**必要・即応にかなう有期・限定的な制度**として、すなわち、「**適時・適切に**」**利用し・終了することのできる制度**へと、**法改正と制度改革**が求められる。

自分でできるようになったことは元に戻したい

必要だから利用したが、ずっと続けると報酬負担が難しい

後見人との相性悪かったら交代してほしい

これにより、様々な現場のニーズにも対応できる可能性が広がる

一旦就くと一生続けるのは見通しなく不安だ

トラブルが落ち着き、必要なくなったので終了させたい

状況が変わったので、別の特性の後見人にサポートしてほしい

# 法定後見制度の権利救済・司法機能

高齢者・障害者虐待対応、消費者被害、セルフネグレクトや8050・ひきこもりを含む孤立・孤独支援等の本人の権利救済や尊厳確保のための重要な手段



遺産分割の前哨戦のような親族間紛争、遺産分割、離婚、交通事故、債務整理その他の法的紛争、自営業や会社の事業承継、複雑に形成された資産の管理等といった、権利擁護支援とは別の要請に基づく制度利用も求められる司法制度でもある

こうした特性からも、法定後見制度の存在意義は引く続き重要である。

# 適時・適切な法定後見制度利用への改革

- ① 開始審判における「必要性・補充性の原則」の導入
- ② 3類型から類型の一元化へ
- ③ 開始審判及び代理権付与審判につき、裁判所の職権による変更・取消
- ④ 各審判の有期化（もしくは更新制度）
- ⑤ 帰責性のない解任事由への緩和と欠格事由の制限
- ⑥ ニーズに即応できる多様な担い手の持続可能な体制整備
- ⑦ 適切な報酬確保と利用者負担の軽減
- ⑧ 「適時・適切」を的確に評価しうる家裁の専門性の質・量両面の体制整備

# 任意後見制度の位置づけ

任意後見制度は、本人が判断能力に支援が必要になった場合に備えて、予め自らの意思で第三者に代理権を付与し、当初は支援を受けつつ自己決定をして生活しながら、徐々にその経過も踏まえた任意後見人によって、代理・代行が必要となった場合に、本人の予め示された意思や意思推定に基づき代理・代行を行うことを理念とする制度である。

さらに日本では、任意後見監督人が必置され、本人意思に基づく代理・代行の適正さを担保する。

その意味で、意思決定支援の延長線上に位置づけられる制度として、法定後見制度に優先して、利用の促進の方策がはかれるべき。

# 日弁連「任意後見制度の利用促進に向けた運用の改善及び法改正の提言」 (2020年11月18日)

## 1 任意後見制度の利用促進に向けての改善提言

- (1)任意後見制度の利用を阻害している原因を的確に把握し、運用の改善・法改正の検討するための実態調査
- (2)中核機関や、地域包括支援センター及び基幹相談支援センター等に対する任意後見制度の理解の周知徹底と一般市民に対する啓発活動や相談活動の強化
- (3)身近な地域の中に自分に合った適切な受任者を見付けられるよう、第三者である任意後見受任者の担い手につき、適切な質を確保するとともに、これについての正しい情報提供ができるような体制整備
- (4)成年後見制度利用支援事業の対象を任意後見制度にも拡張する。
- (5)任意後見契約発効後も、柔軟に代理権目録の追加変更の登記を可能に、本人のニーズに即して代理権の段階的発効が可能になるような法改正

## 2 任意後見制度の濫用防止に向けての改善提言

- (1)任意後見発効前の委任契約における代理権を必要なものに限定するとともに、地域連携ネットワークにおけるチームによる見守りの中で、任意後見監督人選任申立ての支援を行う取組を強化
- (2)不祥事対策に有用な契約条項の在り方を普及・啓発

## 3 専門職が任意後見受任者である場合の登記表示に関する改善提言

- (1)専門職がその業務として任意後見契約を締結する場合には、その業務の本拠である事務所の所在地を住所として登記できるような改善
- (2)任意後見の登記においても通称姓の登記ができるように適切な措置

# 制度改革の基盤整備 ①

- ①全国どの地域においても、適時・適切に法定後見制度のニーズに対応できる多様な担い手を持続的に供給する体制
- ②それを維持できるだけの安定した報酬体系・財源の整備
- ③併せて、本人が資力に欠ける場合でも、全国どこでも普遍的に利用できるための適切な報酬の国庫負担制度の確立
- ④家庭裁判所が、中核機関等と連携して、必要性・補充性と担い手を的確に評価しうる、アウトリーチ可能な身近な家庭裁判所となるための質・量両面での体制整備

が極めて重要



# 制度改革の基盤整備 ②

各地域で、様々な場面において意思決定支援に基づく支援制度が普及・定着すること

- ① 福祉、居住、医療サービスだけでなく、金融・消費生活を含め、意思決定支援と合理的配慮による本人の制度利用の最大限の確保
- ② 日常的な金銭管理を支えるための日常生活自立支援事業の担い手の拡大を含めた拡充
- ③ 日常生活上の様々なサポートのための地域福祉による見守り支援
- ④ 任意後見制度を中核とした本人の意思に基づく切れ目のない支援スキームの活用
- ⑤ 入院、入所、賃借や死後の事務処理を含めた家族代替機能のサポートの地域の実情に応じた整備
- ⑥ 濫用防止に配慮した本人意思に基づく任意代理の活用

# 制度改革に向けて 運用改善すべき事項



# 制度改革へ向けた運用改善の課題

- 1 本人ニーズに応じた選任・柔軟な交代の実現
- 2 「必要性・補充性の原則」「類型の一元化」に向けて
- 3 審判期間の有期化(更新期間の設定)に向けて
- 4 家庭裁判所のアウトリーチとアセスメント機能強化

# 1 本人ニーズに応じた選任・柔軟な交代の実現

○ 本人のニーズ、事案の特性に応じ、法定後見制度によってどのようなニーズを支援し、また、そのためにはどのような担い手が適切かについての事案のアセスメントやマッチングの目安・視点を、家裁、中核機関、担い手となる供給団体等において、具体的事案を通じて共有できるよう、家裁・支部ごとの取組みを進める

○ 個別事案において、申立時点における本人の課題の解消後の将来の担い手の交代を、予め、裁判所、本人、支援チーム、担い手等で想定しておくような運用を行う

○ 後見人等のミスマッチ事案において、解任事由がない場合においても、裁判所が審問や調査官調査などを通じ、本人のニーズと担い手の適格性を評価し、必要に応じ、現後見人への「指示」等によって、後見人等の交代(辞任・選任手続き)を実現できる運用を行う。

## 2 「必要性・補充性の原則」「類型の一元化」に向けて

○ 中核機関のもとでの個別事案のチーム支援において、その他の制度での支援では難しく(補充性)、法定後見制度の利用を必要とするのか(必要性)のアセスメントを、根拠に基づき行う実践を展開する。

※ 日常生活自立支援事業から法定後見制度への移行の検討についても、単に判断能力の減退だけではなく、移行することの必要性・補充性の検討を行う

○ 裁判所において、保佐の代理権付与、あるいは、補助の開始・代理権・同意権付与における必要性を慎重に審査する

## 2 「必要性・補充性の原則」「類型の一元化」に向けて

- 裁判所において、後見事案についても、代理権行使の必要性が余りなくなった事案において、市民後見人へのリレーや専門職後見人と日常生活自立支援事業の併用により、事実上、意思決定支援による支援が優先される運用を行う
- 裁判所において、判断能力の評価について、社会的能力(支援による意思決定の可能性)を重視することにより、後見から保佐・補助類型への柔軟な類型変更を行い、あるいは、保佐や補助について必要のなくなった代理権・同意権の取消等を積極的に検討する

### 3 審判期間の有期化(更新期間の設定)に向けて

開始審判時に、付帯的な「指示」事項として、評価時期と評価すべき課題を定めておき、その時期に裁判所も交えたケースカンファレンスを行って、制度利用の必要性や後見人等の適性を評価する機会を設ける。

例;「1年後に遺産分割が終了することが見込めるので、その時点における後見制度を必要とするニーズの有無とそれに相応しい担い手の検討を行うこと」

これにより、2の各運用を促す定期的な機会を確保することにもつなげる。



## 4 家庭裁判所のアウトリーチとアセスメント機能強化

法定後見制度のこうした柔軟な運用改善をはかっていくには、家庭裁判所には、都道府県のみならず市町村(中核機関)との緊密な連携が求められ、家裁が各地域に出向いて共通認識を醸成することや家裁自体が身近でアクセスしやすい存在になることが求められる。

また、意思決定支援や身上保護も含めた法定後見事務のきめ細やかな評価を行い、柔軟な運用へのイニシアティブを的確にとることも求められる。

こうした役割を、市町村・中核機関との共通認識のもと、それぞれの役割を担い合っていくため、家裁における質・量の両面における人材確保・育成が求められる。

弁護士会・弁護士として  
できること／できないこと



# 弁護士の特門性

弁護士は、法令・法的事務に精通し、人権擁護と社会正義の実現を使命とする。法的課題に的確に対応し、利害の対立する関係者と交渉・調整、紛争の対応・解決、財産管理や後見監督に関する技術、能力に長け、経験を有する。

## 弁護士の専門性が発揮される場面

- ① 訴訟代理、家事代理、刑事事件
- ② 交渉、調整
- ③ 法律相談
- ④ 財産管理（破産管財人、相続・不在者財産管理人など）
- ⑤ 紛争仲裁・トラブル解決
- ⑥ 苦情・クレーム対応
- ⑦ 監査、監督などチェック・評価
- ⑧ 第三者機関としての調査・提言
- ⑨ 組織の運営・スーパーバイズ・役員等への就任
- ⑩ 制度・仕組・ルールづくり

# 弁護士の特門性

～後見業務における弁護士の役割～

## 弁護士が担う後見事案

- 法的課題があり交渉や訴訟対応(調停、審判などを含む)が必要な事案
- 財産管理や身上保護を巡って親族間の対立があり中立的な立場で調整を求められる事案
- 虐待や消費者被害などの権利侵害があり、本人の救済・支援や早急な環境調整が求められる事案
- 現に刑事事件が絡むような事案
- 法人の経営や事業承継等に関係する事案
- 身寄りがなく、亡くなった後も含めて相当の調査や事務が予想される事案
- 財産が不明で積極的な調査が必要な事案
- 保有財産が高額・複雑な事案
- 不動産など高価品の処分等が想定される事案
- 後見人不祥事の後任として調査・被害回復・法的手段等を行う事案
- 後見監督業務

# 弁護士の特門性

～中核機関や地域連携ネットワークにおける弁護士の役割～

- 中核機関設立準備会への参画
- 中核機関の運営委員等への参画
- 協議会における地域課題の検討と助言への参画
- 市民後見人・法人後見人育成への参画（研修講師、マッチング検討を含む）
- 中核機関を通じた市民後見人・親族後見人への法的助言・指導
- 市町村・中核機関の権利擁護専門相談の担当
- チーム支援のための個別ケース会議への派遣と法的助言
- 市町村申立や機関の本人申立支援のための研修・法律相談・法的助言
- 弁護士後見人の候補者推薦体制
- マッチングや柔軟な交代にむけた家裁と市町村・中核機関との橋渡し

# 対応に課題があること

## □ 弁護士会としての関与の限界

団体推薦でない弁護士後見人（自薦や家裁や中核機関からの一本釣り）、名簿登載者でない弁護士後見人には、当該弁護士の質の維持や後見業務について弁護士会として関与することに限界がある

## □ 限りあるマンパワー

後見業務を担う弁護士の人材確保に限りがあるため、無報酬事案などのボランティアや、低廉な報酬・費用での各種自治体派遣への対応は、持続可能性が乏しい。特に弁護士がいない地域での対応に課題がある。

# 対応に課題があること

## □ 持続的な供給体制への危機感

低廉な報酬、過大な負担により、若手を中心に後見人等の担い手が減少傾向。このままでは能力ある人材が流出していくことへの危機感がある。

## □ 身上保護への対応

弁護士が成年後見人等として選任されるケースは、権利侵害、トラブル、法的課題、高額複雑財産管理などの動機と必要性から選任されるケースが多く、安定した日常生活の支援についての意識が十分でなく、身上保護について課題、努力が必要



# 弁護士会として感じている課題

～弁護士が持続的に関わることができる制度であるために～



● 権利侵害、法的課題、親族間紛争、訴訟、高額・複雑財産管理案件など弁護士でないと対応できない後見事案は今後もなくならないと考えられ、また、後見業務の運営には法的・司法的観点が必要であることから、専門性を求められる後見業務の担い手として、また、中核機関の運営やチーム支援への法的助言者として、**持続的に弁護士を供給できる体制整備が必要**

● これまでの成年後見制度の運用においては、**弁護士の一般的な業務水準からかなり遠い、犠牲的貢献を求められてきた、との弁護士会内での声は大きく、弁護士の専門性を適切に評価して頂くことが重要**

- 弁護士がいない・少ない地域の場合には、費用面や技術面（広域対応、オンライン対応など）において特別の対応が必要
- 一方で、弁護士・弁護士会として、身上保護面への対応は急務。  
 弁護士が、できるだけ負担を感じることなく、身上保護の対応の視点を身につけることができる方法や、具体的な対応時に利用しやすい仕組み（チーム支援、意思決定支援会議など）等について検討が必要

# 各弁護士会で行われている 後見人等の交代の実態



# いくつかの場面で各地で模索しながら対応

- 裁判所から、推薦した弁護士後見人の職務遅滞などの情報提供があった場合
- 市町村や地域包括等から、市長申立事案等につき、推薦した弁護士後見人の職務に疑問が寄せられた場合
- 専門職後見人から市民後見人へのリレーの申出があった場合（要件、スキーム等の合意）
- 推薦した弁護士後見人から交代の申し入れがあった場合

# いくつかの場面に各地で模索しながら対応

(課題)

- ✓ どのような場合に交代を進めるかの目安の共有  
客観的ニーズ、本人の希望、親族との折り合い、他の支援者との連携等、どの要素をどう考慮するか
- ✓ 弁護士会内や個別ケース会議で調整しても、後見人等の交代への理解が得られない場合の家裁の調整機能
- ✓ 弁護士会としての調整と、他機関による調整、家裁による調整などの役割分担
- ✓ 本人や親族から交代の申出があった場合の対応

日弁連・各弁護士会として行っている

不正防止の取り組み





平成24年度以降の全般的な後見人不祥事の増加を踏まえ、

## 「事前防止策」

日弁連より各弁護士会に、平成26年1月、不祥事対策の対応として、5項目の要請を行い(後に1項目追加)、各地での体制整備を進めてきた。



## 「事後救済策」

従来の弁護士後見人等の過失による損害を填補する「弁護士賠償責任保険」に加え、令和2年10月から、故意の横領事案の被害を保証する「弁護士後見人信用保証制度」を発足させた。

# 事前防止 6 項目

---

1 質が担保された後見人等推薦名簿の整備

---

2 早期発見・早期対応のための家庭裁判所との対応、調整関係の確立

---

3 弁護士会による早期発見、早期対応のためのチェック・助言体制の整備

---

4 家庭裁判所への後見人等候補者の弁護士会推薦方式

---

5 弁護士後見人の研修体制・OJT・相談支援体制等の抜本的強化

---

6 不祥事防止のための後見人職務ガイドラインの作成

# 弁護士会による団体推薦制度

## 1 候補者登載名簿の作成

名簿登載要件として、①研修受講、②弁護士賠償保険加入、③弁護士後見人信用保証制度加入、④懲戒処分の考慮、⑤会費滞納や苦情の考慮、⑥年齢制限などがあり、定期的に更新作業が行われる

## 2 推薦時におけるマッチング

## 3 推薦した弁護士の業務を定期的に確認

## 4 推薦した弁護士に対する苦情や交代の対応

## 5 推薦した弁護士に関する情報について家庭裁判所との共有

## 6 推薦した弁護士に対する各種支援(ケース会議開催、相談対応、経験交流会、各種情報提供など)

# 事後救済策

## ○ 注意義務違反(過失)による損害

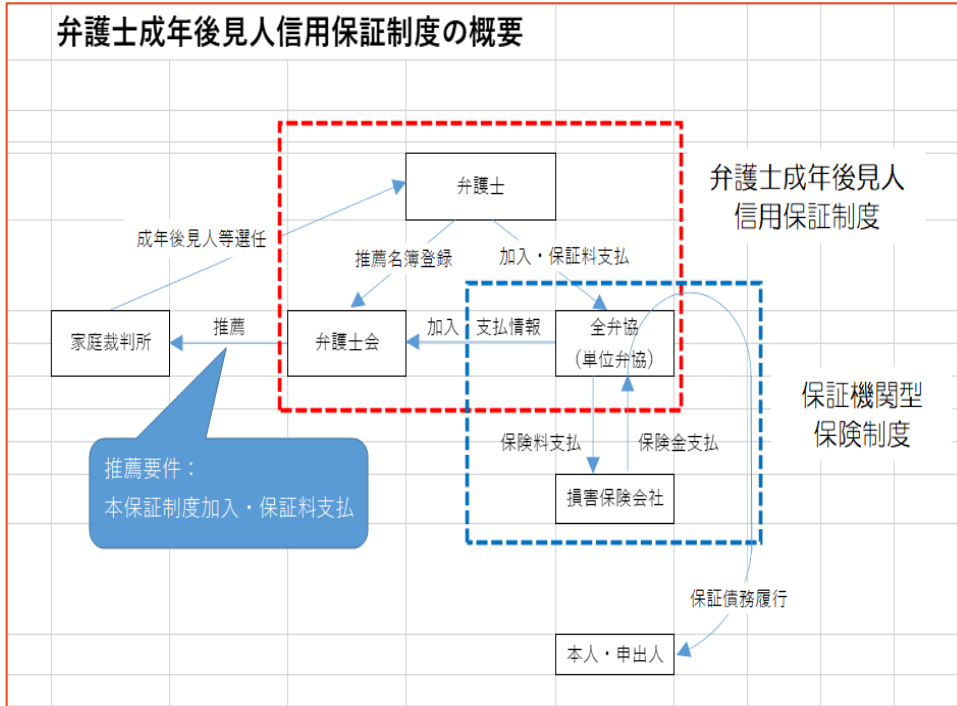
弁護士賠償責任保険によって填補

## ○ 故意による横領による損害

弁護士後見人信用保証制度によって保証

※ 弁護士会の監督責任が問われた場合の保険加入も進む

# 弁護士成年後見人信用保証制度の導入 (2020年10月～)



2020年10月より、全国弁護士協同組合連合会と保険会社の協力のもと、弁護士後見人等による故意の不正事案(横領等)の被害が発生した場合、全弁協が被後見人等の被害を弁償し、被害回復を図る制度を全国で発足させた。

## 弁護士信用保証制度の保証内容

### 保証料

- 弁護士(個人)1名当たりで計算
- 年間9900円

### 保証内容

- 弁護士の故意的な財産損害事案
- 横領、窃盗等(器物損壊は除く)
- 事務員の横領等は除く

### 保証額

- 弁護士1名当たり3000万円
- 被害者複数の場合は按分